

敷地内の施設配置の見直しについて

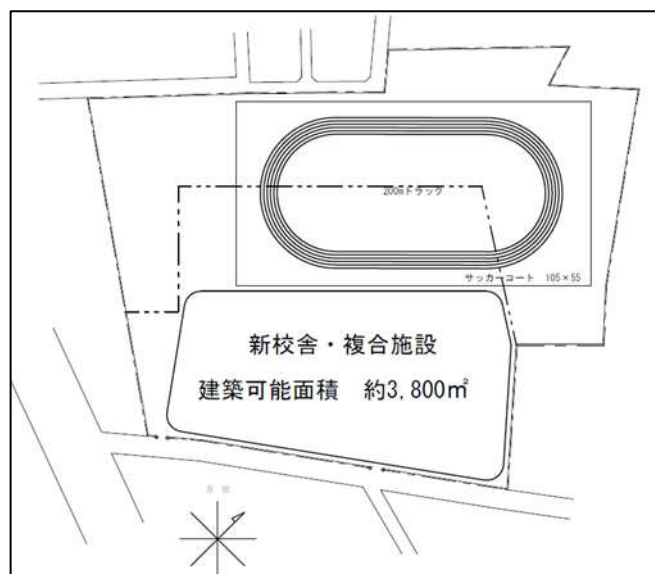
想定される1階の延床面積が建築可能面積を超過することに対し、**資料1**では施設内のフロア配置の考え方を改めて整理しました。

このため、本資料では、敷地内の施設配置の見直しが想定される田無第三中学校敷地について、新校舎等の配置パターンを改めて整理します。

【パターン①】

現校庭に新校舎等を整備

新校舎等の 供用開始時期	令和12年度
正門の位置	鎌倉街道沿い
校庭の日当たり	午前中は校舎の陰になる
校庭の使用制限	約4年
夜間照明の位置	変更あり



【パターン②】

現校庭に新校舎と複合施設の一部を整備した後、現西校舎の位置に残りの複合施設を整備(Ⅱ期)

※Ⅱ期工事で複合施設のみを整備した場合、建築基準法上の手続きにより、整備期間が延伸される。

新校舎等の 供用開始時期	I期: 令和12年度 Ⅱ期: 令和15年度
正門の位置	鎌倉街道沿い
校庭の日当たり	午前・午後ともに校舎の陰になる
校庭の使用制限	約6年
夜間照明の位置	変更あり

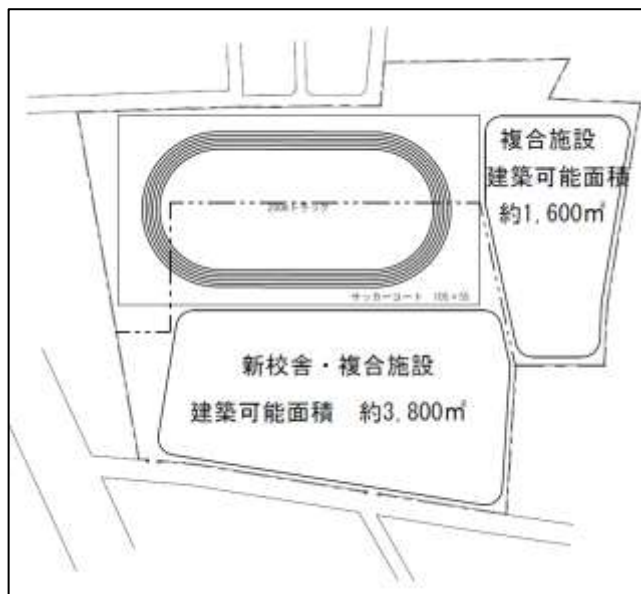


【パターン③】

現校庭に新校舎と複合施設の一部を整備した後、現体育館の位置に残りの複合施設を整備(Ⅱ期)

※Ⅱ期工事で複合施設のみを整備した場合、建築基準法上の手続きにより、整備期間が延伸される。

新校舎等の 供用開始時期	I期:令和12年度 Ⅱ期:令和15年度
正門の位置	鎌倉街道沿い
校庭の日当たり	午前中は校舎の陰 になる
校庭の使用制限	約6年
夜間照明の位置	変更あり



【パターン④】

旧校舎と同じ位置に新校舎等を整備

※旧校舎の解体及び新校舎等の整備の工事期間中における仮移転先を確保する必要あり。

新校舎等の 供用開始時期	令和14年度
正門の位置	北西住宅地側
校庭の日当たり	午前・午後ともに校 舎の陰とならない
校庭の使用制限	約6年
夜間照明の位置	変更なし
体育館の使用制限	約4年
プールの使用制限	約4年

